

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

知的財産推進計画 2005 への提案事項（意見）

2005年2月14日

民間研究団体 知的財産国家戦略フォーラム
（代表 成蹊大学教授 安念 潤司）

民間研究団体、知的財産国家戦略フォーラムは標記につき、下記のとおり意見を表明する。

記

< 総 論 >

2002年2月の小泉首相の施政方針演説から3年、日本は知財改革の真っ只中である。知財基本法の制定や知的財産高等裁判所の創設など、多くの画期的な知財改革が短期間に断行されたことに対して、政府、関係者の方々の熱意と努力に心から敬意を表す。しかし既済みの改革の中には、役所の抵抗勢力や法曹界の変革阻止の意向を受け、骨抜きにされているものも混在している。知的財産推進計画の見直しに当たり、新規の項目の積極的追加と、既に各府省により改革された項目の政策評価の開始も必要である。

他方、世界の主要国はイノベーションの再加速を実行し始めた。例えば、2004年12月15日にサミュエル・パルミサーノ IBM CEO を議長とするアメリカの競争力評議会から "Innovate America" と題する報告書が発表された。人材育成、投資、インフラの3分野に対してイノベーションを加速するための詳細な提言が行われたのである。日本の知財制度の弱点とも多くの点で重なっている。

知財立国とは、知財制度の強化自体を目的とするものではない。新しい産業を興すイノベーションの源泉となる知的財産の創造を促進し、保護、活用することにより日本の競争力を向上させる仕組みづくりである。つまり日本国中を混乱させた特許法35条のような古びた条文を強化するのではなく、21世紀の現状に即した知財制度を有する国に脱皮することである。脱皮しない蛇は死ぬ。日本もイノベーションを阻害する制度の排除とイノベーションを支援する制度の構築を急がなければならない。知的財産推進計画2005の作成に当たり、知財改革を再度見直し、加速することを提案する。

<重点項目>

1. ベンチャー企業が活発に活動できる社会環境を作ろう

日本では個人発明家、起業家、ベンチャー企業が育たないと言われて久しいが、なぜなのか。企業風土、金融制度、社会システムが個人発明家、起業家、ベンチャー企業の活動がやりやすいようにできていないからではないか。

斬新なアイデアによる特許発明を基に、これまでなかった斬新な製品を世に供給するには小回りのきく中小ベンチャー企業が向いている。必需品が行き渡ったいま、付加価値の高い特定機能製品を供給することが求められており、従来の大企業の市場主義は限界に来ている。

しかし日本の社会は、ベンチャー企業を伸ばすような環境にはなっていない。新たな需要を作り出し、産業現場を活性化させるには、ベンチャー企業の活性化が必要だが、それには次のような社会基盤を変革させる必要がある。

ベンチャー企業への投資状況

日本のベンチャー・キャピタリストは、投資ではなく融資であるといわれる。ベンチャー企業は文字通り投機的であり冒険的でリスクを伴った企業活動である。それを無難な担保を要求するような融資で資金調達に対応しようとすれば、結局はベンチャー企業の望むような調達にこたえることができず、結果的に時期を逸してしまう。

リスクとリターンを勘案した投資を行うキャピタリストが出てこなければ、ベンチャー企業への投資状況は変わらない。

正当な技術評価ができるシステムが貧困

資本金のない個人発明家やベンチャー企業創業者が、価値ある発明をしてもそれを正当に評価し、企業化に支援できる社会的な制度が必要だ。ベンチャー・キャピタリストの投資も、このような評価があって初めて実効性を伴うことになる。

特許権の証券化なども正当な技術評価、特許評価ができるシステムを整備していなければ実効性は乏しくなる。

ベンチャー企業の特許出願・登録費用の軽減

日本のベンチャー企業の出願費用、登録費用の軽減優遇制度は、複雑な上に使い勝手が良くないと言われている。これを単純な制度に改善して使い勝手のいい制度にし、活用頻度を高めるべきである。

大企業の中小つぶしの企業風土の改善

日本の大企業には、何でも自社開発でまかなうという企業風土がある。技術開発の期間が短縮され、しかも技術寿命が短くなったいま、自社ですべて開発していくのは効率が悪い場合が多くなってきた。

個人発明家、ベンチャー企業のすぐれた技術は、大企業も積極的にライセンスに応じて活用する風潮が出れば、ベンチャー活動の現場は活性化し、産学連携にも大きな刺激を与えて知的創造と権利化、活用のサイクルがより回りだす。

リスクをとった者を優遇する税制を

投資環境の整備が叫ばれていながら、リスクの少ない上場株式を優遇する税制は、前人未到の分野へ挑戦する意欲をそぐこととなる。リスクをとる者に敬意を払う税体系に改められるべきである。

2. 日本版ITCを創設しよう

知的財産権の侵害を理由に輸入差し止めの申し立てをした場合、税関は関税定率法を根拠に、(1)当該知的財産権の権利者であるか、(2)権利の内容に根拠があるか、(3)侵害の事実または恐れがあるか、(4)侵害の事実などを疎明できるか、(5)税関で識別できるか・・・の5つの要件を満たしているかどうか判断し、満たしていれば受理することになる。

税関の判断要件は、いずれも申立人の主張が手続き的にそろっているかどうかを調べるものであり、特許権の侵害があったかどうか、技術的判断の結果が分からないままになっている。双方の意見を聴く制度ではないし、侵害訴訟のように口頭弁論の機会もない。税関が受理したと発表したものの、その根拠も理由も公表されない。税関の処分に不満な場合、行政処分の執行停止を申し立てる制度がある。

しかし、仮に司法が執行停止の判断を出したとしても、その間、輸入はできない。知的財産権の侵害を理由に輸入差し止めを行使するのは、侵害が確定していれば当然のことであるが、司法の判断もないまま手続き的な要件だけで差し止めするのは、妥当性に欠けるといふ非難を受けないとも限らない。すでに韓国からは、同様の不満が出ている。

特許侵害品を水際で阻止する制度として、米国には国際貿易委員会（ITC）という独立行政委員会がある。三権を横断するような活動をしており、時には立法府や行政府に似た活動をしたり、審判手続きなど裁判所と同じような役割

を果たしたりもする機関である。6人の委員からなり、特許侵害、不公正な価格設定、虚偽のラベル表示、ニセ表示、虚偽の広告、商標や著作権の侵害などについて審議し、不公正な貿易が行われていないかどうか判断する。

米国は1988年に、ITCの権限を強化して知的財産権を守る姿勢を強めてきている。ITCでの審判はディポジション（証言録取）があるなど、水際で特許権の侵害を調べる裁判所と言っても大きな間違いではない。ニセモノ・ブランドや海賊版など商標、意匠、著作権侵害のような一見明白な案件と違って、特許侵害は技術的な判断まで踏み込むことが求められている。公正な水際阻止の制度を国際的に認められるためには、日本版ITCの制度を制定するべきだ。

3. 立法を応援しよう

行政、司法の中の一部の保守勢力により、知財改革は多くの困難に直面してきた。今後は、迅速に改革を進めるため、立法府の活躍に期待したい。法律の立案は立法の責務である。イノベーションが溢れる知財立国に改革するため、立法を応援しよう。

- 憲法に知財条項を入れる

- デジタル著作権法やインターネット時代に適応した知的財産法を作ろう

- 知的財産を有益に使う競争政策を作る

- 職務発明規定を廃止する

4. 海外戦略を策定しよう

経済がグローバル化する中、模倣品問題が深刻な世界的な問題に発展している。日本一国で解決できる問題ではない以上、政府は海外戦略を前向きに検討しなければならない。

- 世界知的財産憲章を制定する

- 主要国知的財産閣僚会議を開催する

- 世界特許条約をリードする

- 発展途上国の知財制度整備を支援する

- 日米知財協力協定を結ぶ

5. 発明者、クリエイターが生み出す知的財産を尊重しよう

イノベーションを活発化する知財制度の構築が必要である。その際、短期的

な視野で知的財産の保護を批判するのではなく、長期的な視野に立ち、発明者、クリエイターの活動を活発化させて、産業を発展し、文化を振興しよう。

知財立国の基盤となるのは、教育と制度である。発明者、クリエイターが尊敬されること、誕生した知的財産が尊重されること、知的財産を迅速に保護・活用できることが必要である。

< 創 造 >

- 他人のオリジナリティを尊重する知財教育を始める
- 自ら知的財産を生み出すことを高く評価する教育システムを作る
- 起業家育成プログラムを作る
- 発明家体験プログラムを作る
- 教員に知財教育をする
- 知財教育に必要な教材を早急に作る
- 知的財産をインターネットで自習できるようにする
- 数学・理科教育を充実する
- 研究開発に対する税制を抜本的に改正する
- 1社1基本特許運動をする

< 保 護 >

- 特許庁の検索ツールの全面解放をする
- 特許取得を支援する審査に移行する
- 特許庁の未処理滞貨を早く一掃する
- 特許法を分かりやすくする
- 出願書類を「動かない文字と図面」から「マルチメディア併用」にする
- 検索のための公知文献を収集する
- 特許庁の検索システムを向上させる

< 活 用 >

- 「ニセモノ放置国家」を監視・制裁する
- 知財を育成する税制に変える
- 特許侵害訴訟と無効審判の重複をなくす
- 知的財産高等裁判所の実効性に期待する

6. 補助金行政をやめよう

知財立国というスローガンや知的財産推進計画が、行政による補助金の創設・維持を正当化する手段に使われる傾向があるのではないだろうか。日本の

ような、豊かな経済大国において、補助金で民間の創意工夫を促進できる余地は小さい。補助金については、事前・中間・事後の評価を厳格に行い、小規模な補助金制度が多数濫立する事態を避けるべきである。これには、ベンチャーキャピタルの投資、民間金融機関の融資、知的財産の証券化など、ベンチャーの育成に繋がる金融政策を合わせて行う必要がある。